

令和3年度 第10回

## 江田島市農業委員会議事録

江田島市農業委員会

令和4年度第10回江田島市農業委員会議事録

日 時	令和4年1月24日(月) 14:00~14:37	場 所	わくわくセンター 2階農業研修室
出席委員	1 村上 浩司 2 清水 正子 3 山田 隆見 5 川尻 一行 6 田中 正彦 7 中福 留美 8 久保田 守 9 小原 正清		
欠席委員	4 下河内 昭博		
出席者 総 数	出席委員 8名 欠席委員 1名		
事 務 局 職 員	事務局長 藤田 幸広 書 記 兼平 美樹 書 記 佐山 靖裕		
傍 聴 者	なし		
議 事 録 署名委員	6 番 田中 正彦 8 番 久保田 守		
提出議題	議事  諸報告  議案第40号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第41号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第42号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第43号 非農地証明申請について 議案第44号 農用地利用集積計画の決定について  協議事項		

## 1 開 会

事務局長 定刻になりましたので、只今から令和3年度第10回江田島市農業委員会総会を開会いたします。本日の総会は、出席者数9名中、欠席者1名で農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による出席委員が過半数を超えていますので、本総会は成立することを御報告いたします。また、議事録作成のため、本会議を録音しますことをお知らせします。

それでは、最初に会長が御挨拶申し上げます。

議 長 新年、明けましておめでとうございます。本年もよろしく申し上げます。最初に総会の日程を変更しましたこと、お詫び申し上げます。江田島市内でも新型コロナウイルス感染症がまん延しております。専門家の間でも、人流の抑制、会議等、出席者数の削減などを要請されています。本会議も時間短縮、質問、説明等の簡略化に努めながら総会を進めていきますので、御協力の程、よろしく願いいたします。

事務局長 ありがとうございます。これからの議事進行は、江田島市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となりますので、小原会長よろしく願いします。

## 2 議事録署名者の指名について

議 長 それでは、日程第2の議事録署名者の指名ですが、本日の議事録署名者につきましては6番の田中委員と8番の久保田委員を指名させていただきます。なお、書記に藤田事務局長、兼平、佐山の3名を指名いたします。

## 3 諸 報 告

議 長 それでは、日程第3の諸報告です。事務局の方から何かございますか。

兼平書記 先月の農地法第5条で許可相当とした太陽光発電所の案件と、非農地について説明します。

佐山書記 先月の総会で申請された江田島町津久茂地区の3件の太陽光発電所について、3,000㎡を超える農地転用でございますので、広島県の常設審議委員会に意見を諮りました。広島県農業会議から許可することに異議はありませんとの、意見をいただきましたので御報告いたします。

利用状況調査における非農地判断の現地写真という資料を御覧ください。今年度の8月、9月に皆様に調査いただいた、農地利用状況調査で非農地と判定された農地が、3地区5筆ありましたので写真を撮ってきました。皆様に御確認いただきまして、承認をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いしま

す。まず1・2番として、江田島町切串●丁目\_\_番\_\_、\_\_番\_\_の2筆で、合計面積は1,302㎡です。小用・切串線の□□□付近です。続きまして3・4番として、能美町鹿川字●●\_\_番\_\_、\_\_番\_\_の2筆で合計面積は1,691㎡です。ここも●●のがけ地で非農地判断は、相当だと思います。最後に沖美町美能字●●\_\_番\_\_の1筆で面積は264㎡です。ここも●●のがけ地で、平成30年豪雨災害で土砂が流出した地域となります。以上、3地区5筆の案件です。

兼平書記 本日審議する事案について説明します。  
1つ目は、農地法第3条、第4条、第5条の許可申請について。  
2つ目は、非農地証明申請について。  
3つ目は、農用地利用集積計画の決定についてです。以上です。

議 長 日程第4の議案第40号農地法第3条の規定による許可申請について事務局から説明してもらいます。

兼平書記 議案第40号、農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条の規定により、次のとおり許可申請があったので、農業委員会の議決を求める。  
令和4年1月24日提出、江田島市農業委員会会長 小原 正清。  
番号1、譲渡人、A、譲受人、B。  
所在地、江田島町切串●丁目、字●●●の2筆。  
申請理由は有償譲渡で、譲渡人は「市外在住で適正な管理が困難となり、有償で譲り渡す。」  
譲受人は「以前から営農したいと思っており、親戚の所有農地が自宅から近いので譲り受ける。」  
農地法第3条の権利移動の制限について、特に問題は見受けられません。以上のことから、この申請は適正であると思われまます。御審議をお願いします。

議 長 山田委員、お願いします。

委 員 事務局から説明があったとおり問題はありません。写真の3番目に写っています墓地についても、分筆登記されていますので問題ありません。

議 長 他に質問等ございますか。

委 員 無しの声あり。

議 長 採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手。

議 長 全会一致で許可とします。事務局は、次をお願いします。

兼平書記	<p>番号 2、譲渡人、C、譲受人、D。 所在地、沖美町三吉字●●●の 1 筆。 申請理由は有償譲渡で、譲渡人は「故郷の当該地に別荘を建築して果樹の栽培を行っていたが、高齢で耕作が困難になったので、江田島市内に所有する全ての不動産を整理する。」 譲受人は「当該地の近くに居住しているが、建物等の売買について合意が得られたので、譲渡人の希望に沿って全ての不動産を有償で取得する。」 農地法第 3 条の権利移動の制限について、特に問題は見受けられません。以上のことから、この申請は適正であると思います。御審議をお願いします。</p>
議 長	清水委員、お願いします。
清水委員	事務局が説明したとおり、問題ありません。
議 長	他に御質問等ございませんか。
委 員	無しの声あり。
議 長	採決に入りたいと思います。賛成の方の挙手を求めます。
委 員	全員挙手。
議 長	全会一致で許可とします。事務局は、次をお願いします。
兼平書記	<p>番号 3、貸付け人、E、貸付け人、D。 所在地、沖美町三吉字●●●の 1 筆。 申請理由は使用貸借で、貸付け人は「自宅周辺の農地を耕作しているが、高齢で耕作が困難になってきたので、貸与して耕作してもらうことにしたため、無償で貸付ける。」 借受け人は「当該地の近くに居住しているが、農地の耕作について合意が得られたので、貸付け人の希望に沿って借受ける。」 農地法第 3 条の権利移動の制限について、特に問題は見受けられません。以上のことから、この申請は適正であると思います。御審議をお願いします。</p>
議 長	清水委員、お願いします。
清水委員	事務局が説明したとおり、問題ありません。
議 長	他に質問等ございますか。
委 員	無しの声あり。

議 長	採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。
委 員	全員挙手。
議 長	全会一致で許可とします。事務局は、次をお願いします。
兼平書記	番号 4、貸付け人、F、借受け人、G。 所在地、能美町中町字●●、2筆。 申請理由は使用貸借で、貸付け人は「高齢で耕作が困難になった時に備えて、共同で耕作し条件が整えば貸付けしたいと考えていたところ、借受け人との合意が得られたので無償で貸付ける。」 借受け人は「江田島市への移住を機に空いた時間を利用して農業に携わりたいと考えていたところ、貸付け人との合意が得られたので当面、貸付け人の手助けを得ながらオリーブ等の栽培を行うこととしたため、借受ける。」 農地法第 3 条の権利移動の制限について、特に問題は見受けられません。以上のことから、御審議をお願いします。
議 長	久保田委員、お願いします。
久保田委員	この案件は、5 番と関係しているので 5 番の説明をお願いします。
兼平書記	番号 5、譲渡人、H破産管財人 弁護士 I、譲受人、G。 所在地、能美町中町字●●の 1 筆。 申請理由は有償譲渡で、譲渡人は「当該地の所有者の破産管財人であり、売却先を探していたところ、譲受人と当該地の売買について合意が得られたため、有償で譲り渡す。」 譲受人は「江田島市への移住を希望しており、隣地（宅地）に住宅を建設予定である。当該地の所有権移転後は、自家消費用の野菜等を耕作予定ある。」 農地法第 3 条の権利移動の制限について、特に問題はありません。以上のことからこの申請は適正であると思います。4 番と 5 番を併せて御審議をお願いします。
議 長	久保田委員、お願いします。
久保田委員	5 番の案件は、先月の空き家付き農地で否決された案件です。古賀さんは、江田島市に移住して農業をやりたいということで、気になっていました。そうしていると、4 番と一緒にセットで申請されましたので、ほっとしていました。江田島市に移住してくれるし、弁護士も絡んでいて別に問題ありません。
議 長	他に質問等ございませんか。

委員	無しの声あり。
議長	採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。
委員	全員挙手。
議長	4番、5番併せて全会一致で許可とします。事務局は、次をお願いします。
兼平書記	番号6、譲渡人、J、譲受人、K。 所在地、大柿町飛渡瀬字●●の3筆。 申請理由は無償譲渡で、譲渡人は「相続した当該地の維持が難しいので、取得を希望する譲受人に無償で譲り渡す。」 譲受人は「自営の土木建築業の傍らオリーブを栽培したいと考えていたところ、譲渡人から無償譲渡の申し入れがあったため、譲り受ける。」 農地法第3条の権利移動の制限について、特に問題は見受けられません。以上のことからこの申請は適正であると思います。御審議をお願いします。
議長	村上委員、お願いします。
村上委員	事務局が言いましたとおり間違いありません。
議長	他に質問等ございませんか。
委員	無しの声あり。
議長	採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。
委員	全員挙手。
議長	全会一致で許可とします。事務局は、議案第41号、農地法第4条の申請について、説明をお願いします。
兼平書記	議案第41号、農地法第4条の規定による許可申請について。農地法第4条の規定により、次のとおり許可申請があったので、農業委員会の議決を求める。 令和4年1月24日提出。江田島市農業委員会 会長 小原 正清。 番号1、申請人、L、所在地、大柿町大君字●●の1筆。 申請理由は、「当該申請地を譲渡することになり、農地法の許可申請を失念していたことが判明した。申請者は、既に__番__の敷地と一体的に宅地として利用しているため、始末書を添付して申請する。」以上、追認の案件です。御審議をお願いします。
議長	中福委員お願いします。

中福委員	事務局が説明したとおり間違いありません。
議長	他に質問等ございますか。
久保田委員	敷地と一体的に宅地として利用していたとありますが、いつごろから宅地として利用されていたのでしょうか。
兼平書記	平成 12 年 9 月頃からで、もう 20 年くらい経っています。
議長	他にありますか。
委員	無しの声あり。
議長	採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。
委員	全員挙手。
議長	全会一致で許可とします。以上で農地法第 4 条の審議を終わりにして、議案第 42 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。
兼平書記	<p>議案第 42 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について。農地法第 5 条の規定により、次のとおり許可申請があったので、農業委員会の議決を求める。令和 4 年 1 月 24 日提出。江田島市農業委員会会長 小原 正清。</p> <p>番号 1、譲渡人、M、譲受人、N。</p> <p>所在地、江田島町切串●丁目の 2 筆。</p> <p>申請理由は有償譲渡で、譲渡人は「親の代に賃貸借した当該地の整理をしたいと考えていたところ、譲受人との売買について合意が得られたので、有償で譲り渡す。」</p> <p>譲受人は「約 30 年前から申請地を借りて□□工場を営んでおり、この度、当該地の売買について譲渡人との合意が得られたので、有償で譲り受ける。」以上、追認の案件となります。御審議をお願いします。</p>
議長	山田委員、お願いします。
山田委員	当該地について昔は、果樹園の段々畑だったのですが、所有者が下の段を切り開いて貸していたようです。適正な地目への登記がされるということなので、問題ありません。
議長	他に質問等ございませんか。
委員	無しの声あり。

議 長	採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。
委 員	全員挙手。
議 長	全会一致で許可とします。続きまして議案第 43 号、非農地証明の申請について、事務局は説明をお願いします。
兼平書記	議案第 43 号、非農地証明の申請について。農地法第 2 条第 1 項の規定により、次のとおり証明申請があったので、農業委員会の議決を求める。令和 4 年 1 月 24 日提出。江田島市農業委員会会長 小原 正清。 番号 1、申請人、M、所在地、江田島町切串●丁目、地目、台帳、畑、現況、原野。 申請理由は、「30 年くらい前に山を切って造成し、平地部分を N に賃貸借して工場を建築した。その他（残地）は、現状のとおりがけ地となっており、畑として耕作する余地は残っていないため申請する。」以上、御審議をお願いします。
議 長	山田委員、お願いします。
山田委員	先程も申しましたとおり、平地部分の残りの法面となっており、耕作できるような農地ではありませんので、非農地で問題はありません。
委 員	他に質問等、ございますか。
久保田委員	議案の 3 行目にその後と書かれていますが、工場用地の背後になると思いますので、皆さんに分かり易い様な表現にしてください。現地を見ていない人にも伝わるような文面をお願いします。
事務局	分かりました。
議 長	他にございますか。
委 員	無しの声あり。
議 長	採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。
委 員	全員挙手。
議 長	全会一致で許可とします。以上で非農地証明申請を終わりにして、議案第 44 号の農用地利用集積計画の決定について、説明をお願いします。
兼平書記	議案第 44 号、農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法

第18条第1項の規定により、江田島市長から江田島市農用地利用集積計画の決定について、依頼があったので農業委員会の議決を求める。令和4年1月24日提出。江田島市農業委員会会長 小原 正清。

議案の35ページを御覧ください。今月は2件の申請がありました。

番号1、所在地、江田島町切串●丁目、所有者、○、借主、B、利用権の種類、使用貸借権、内容、果樹、始期から10年間。

番号2、所在地、江田島町切串●丁目、所有者、○、借主、B、利用権の種類、使用貸借権、内容、野菜、始期から10年間。

以上2件です。御審議をお願いします。

議長 何か御質問等ございますか。

委員 無しの声あり。

議長 採決に入ります。本計画の決定について賛成の方の挙手を求めます。

委員 全員挙手。

議長 全会一致で本計画を決定といたします。以上で農用地利用集積計画の決定を終わります。日程第5の協議事項に移ります。事務局は何かありますか。

事務局長 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う農業委員会組織の運営等の対応についてという資料を御覧ください。ホッチキス止めしてありますが、一枚目は、全国農業会議所の対応で二枚目は、江田島市農業委員会の考え方を示させてもらっています。

一枚目の資料は、令和2年4月8日付となっており、当時は、緊急事態宣言のさなか、農業委員会総会というのは、非公開ではできず、同時に皆様方に集まってもらい会議を行うという必要性から、会議をどのように運営していくかというのを一般社団法人全国農業会議所が示した文章になります。その中から赤い線で囲った(3)の文章を御覧ください。「総会の開催は、現に在任する農業委員の過半の出席で可能であり、新型コロナウイルスへの感染を防ぐために出席委員を減じて開催することは差し支えない。」というような考え方が示されています。(2)には、テレビ会議やスカイプ、タブレット端末等を活用して開催するのも可能であるとありますが、現実問題、職員の配置やインターネットの環境問題等、江田島市での運営は難しいと思われるので、(3)の出席委員を減じての開催が妥当でなかろうかと思えます。

2枚目の資料をお開きください。こちらは、会長から話しがあり事務局と会長が相談させていただきながら、作成しております。新型コロナウイルス感染症まん延禍における農業委員会総会の開催について(案)ということで、示させていただきました。

1の背景は、現在のような状況を記載しております。

2の予防対策の方向は、総会開催に当たっては、まん延状況の改善が見られ

ない場合、農業委員会及びその家族などの生命・健康リスク回避、クラスター発生の予防などの観点から、以下の対応をとすると示させていただきました。

(1) 出席者は半減する。(9名→5名)

- ・半減の方法は、恣意的にならないよう委員番号の奇数、偶数の別による。
- ・出席とならない委員は、あらかじめ事務局に意見等を連絡する。
- ・事務局は、採決の前に連絡のあった意見等を報告する。

(2) 会議時間は原則として1時間以内とする。

3のその他として、上記2の対策は、以下、会長が必要と認める場合には適用する。

新型コロナウイルス感染症のほか、新たな感染症などが発生した場合、まん延状況などの社会的状況を踏まえつつ、農業委員会及びその家族などの生命・健康へのリスク回避、まん延防止などの観点から必要な場合、とさせていただきます。これが事務局からの(案)というか、お願いになろうかと思えます。以上を踏まえ、委員の皆様方からの意見をいただきながら、取扱い等の対応策を導き出したいと思えますので、意見をお願いします。

久保田委員 半減の方法が、よろしくないと思えます。奇数、偶数とかではなく、総会の事案に関係する委員、関係しない委員とかというような減じ方がよろしいのではないのでしょうか。その事案の担当委員が、いなければ困ると思えますが。

村上委員 これは、まだ案ですよ。

事務局長 久保田委員が言われましたように、今回、現地確認が無いので欠席しますとか、総会が成立するためには、過半数の5名は必要になりますので、逆に現地確認が無いのですが、出席をお願いしますとかというような感じです。また、想定していますのは、欠席委員の皆さんにも必ず案内はさせていただくことになります。出席、欠席の方法は、あくまでも案です。

村上委員 会長の考えを聞かせてください。

議長 色々な考え方があると思えます。人を減らす、会議の出席者数を減らして、クラスターの発生原因にならないようにするのが、一番大事であると思えます。その手法は、どのような方法でも構いません。先程、久保田委員が言われたような現地確認が無いのであれば、遠慮してもらおうとか、逆に現地確認に行っても、事務局も同行している訳ですから、それに固執することもないと思えます。柔軟な対応で人数を減ずることが大事な訳ですから。主旨はそこです。

川尻委員 事務局一任で良いのではないのでしょうか。

議長 川尻委員から事務局一任という意見が出ましたが、反対意見はありませんか。

委員 無しの声あり。

議 長 それでは、事務局一任とします。

事務局長 先ほども申しましたとおり案内は、させていただきます。

議 長 全日程が終了しましたので、本総会を終了させていただきます。ありがとうございました。